多度津町農業委員会議事録

平成28年7月21日午前9時25分より午前10時08分、多度津町農業委員会の 会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知に
	ついて(報告)

議案第2号	農地法第3条の規定	による許可申請について
$\mu_{X}/(\chi)$		

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について

報告その他

出 席 状 況

出 席 委 員(25名)

長	秋	.1.	N/.	
* *	17/	Щ	義	充
(2番)	斯	波	貞	和
(3番)	長	目	俊	彦
委員	谷	口	正	則
委員	亀	Щ		均
委員	堀	家		徹
委員	大	西	和	芳
委員	村	井		登
委員	Щ	地	正	夫
委員	松	岡	安	男
委員	香	JII		篤
委員	大	谷	泰	則
委員	土	田	敏	雄
委員	三	野	敏	彦
委員	Щ	地	孝	雄
委員	塚	本	繁	造
委員	横	關	幹	夫
委員	矢	野	和	幸
委員	大	島		弘
委員	中	津	德	久
委員	Щ	﨑	義	行
委員	松	浦	俊	正
委員	籔		昌	子
委員	塩	入	達	彦
委員	篠	原	壽	雄
	委委委委委委委委委委委委委	土三山塚横矢大中山松籔塩土三山塚横矢大中山松籔塩	世里野地本關野島津崎浦 土三山塚横矢大中山松籔塩 土三山塚横矢大中山松籔塩 人 大東山松籔塩	世野地本關野島津﨑浦 土三山塚横矢大中山松籔塩 土三山塚横矢大中山松籔塩 大大中山松籔塩

欠 席 委 員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長谷口賢司農地係長吉田清司農地係橋本知子

事務局長

それでは、皆さんおはようございます。

定刻より少し早いですが、ただいまより平成28年度7月の多度津町 農業委員会定例会を開催いたします。

それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。 おはようございます。

会長

梅雨も明けて本格的な夏でございますけど、厳しい暑さ、今から寝苦 しい夜というところでございますが、委員の皆様方には何かとご多用の 中ご出席いただきましてありがとうございます。暑さ対策をしながらの 作業活動ということになりますが、お互いに気をつけて取り組んでいか なければと思うところでございます。

早速ではございますが、7月定例会、開会いたしたいと思います。よ ろしくご審議いただきたいと思います。ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は25 名全ての委員さんのご出席を賜っております。多度津町農業委員会規則 第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立している ことをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4 条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋 山会長にお願いいたします。

議長

それでは、慣例によりまして、まず署名委員の選出ということでございますが、私のほうより指名させていただきます。11番の香川委員さん、12番大谷委員さん、よろしくお願いいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを代表者の方よりご報告いた だきたいと思います。よろしくお願いします。

10 番委員

それでは、報告します。

先日、小委員会が招集され、秋山会長、斯波、長目両副会長、香川、 大谷委員、そして私松岡並びに事務局2名にて現地視察を行いました。 6物件ほど回りました結果、古くからの無断転用が少々ありましたけど、 問題になるようなことはなかったかと思われます。詳しい説明は事務局 よりお願いをいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議題のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解 約通知についてを議題といたします。お願いいたします。 事務局 議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、貸付人、借受人とも 既に亡くなっておりますので、相続人からの申請となります。2番につ きましては、借受人が体調不良のため、継続が困難ということで解約す るそうです。

以上です。

議長 第1号議案、報告案件ということでよろしくご理解いただきたいと思 います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案書2ページをごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会定める下限面積の3,000平方メートルも取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご 質問等ございましたら、伺わせていただきたいと思います。

4番委員 譲受人は個人でしょんか。

事務局 個人でされてます。

4番委員 まだ、あれはしとらんの、認定農業者とかなんとか。

事務局そうですね。認定のほうは受けてません。

議長中津さん、これは譲受人のほう中津さんのほう。

20 番委員 理由を聞いとったんは、この譲渡人が持っとるという理由は、●●● ●の人で。

議長●●●●。

20番委員 実際に持っとった人は跡継ぎやのうて、家が途絶えて。

議長 そうやな。

20 番委員 ほんで、●●●●のほうへ、譲渡人のほうへ移っとったんか。だけど、本来は弁護士預かりになっとって、相続人がおらんけん。それを譲渡人が受けて、実際に譲り受けた人は、もと持っとった人の本家に当たる筋で、この譲受人ぐらいしかもう受け取る人がおらんということで、話が

進んで、この分の申請になったということです。

議長 ほかの案件、関連あるんですけど、譲渡人。

親戚関係というんではないん。ひっついて、親戚関係というんでは。

20 番委員 譲渡人は親戚関係なし。ここの今言うたもとの持ち主の人が●●●●

に勤めとったんや。

議長勤めようたん。

20 番委員 その関係でここの後の面倒を見よったわけ。その農地やなんかは跡継

ぎがおらんけん弁護士預かりになっとって、今回そこら辺のものを解消

して、譲渡人が買うたんいうんですかね。

議長ということで、ほかの案件も絡んではおるんで、そういう中の一件と

いうことで。

谷口さん、何でもあったら、谷口さん。

4番委員 いやいや、これ、3反ほど購入したということやな。こういうな場合

には、農地機構を通してやるというあれではない。個人的にこないして

も構わん。

事務局これは売買なんですよね。

4番委員 この売買。これ売買やろ。

事務局はい。

4番委員 売買の場合は農地機構はタッチせんの。

事務局 機構も売買あるんですけど、割と条件が厳しいらしくてなかなか現実

問題売買、機構を通してというのは。

議長機構を通すだけの内容がないということや。

4番委員 ああ、なるほど。

議長 必要ないということや。最終的に言えば、こういう形をとらにやいか

んのや。

20番委員 もう一つ、後で出てくるんやけど。

議長 そうですな。

20番委員 家の宅地の中で無断転用というんですかね。新家と本家という関係に

なるんやけど。

議長 譲受人と譲渡人とこが。

20番委員 いや違う。もとの。

議長 譲渡人のところにおったもとの人が。

20番委員 うん。元持ち主が。

議長 そうやろうな。

20番委員 そこの屋敷はひっついとんで、それを購入するにも、本家筋でないと

ぐあいが悪いというのがあって。ほんで、売買する過程で一括でないと

話に乗らんというか、なりませんということで。実際、今、この譲受人もこんだけもうもらいとうないんやけど、ほんだけど自分の宅地のしまいもあって、全部ひっくるめて譲り受けせないかんと、こういう状況になったんで、後また出てくるんで。十分にわかると思いますけど。

議長

全体通してそういう感じはしました。ということで、ほかも出てくる のと関連ありますが、とりあえずこの3条、承認することにご異議ござ いませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで議案第2号、承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案3ページをごらんください。

農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。 農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、 農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断 しております。転用理由としては、農家住宅駐車場用地、69平米となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判 断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和61年2月10日、工事が平成3年5月10日に完了しており、無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しておりません。今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

付近の状況で、調整済みのところに横棒を引っ張っているんですが、 無断転用の案件でなおかつ昭和61年のころに工事されていますので、 そのころにもう既に調整済みとなっておりますので、今回このように線 を引かさせてもらっています。よろしいでしょうか。お願いします。

議長

これ、先ほどの地元委員の中津さんのほうからありました無断転用。 また後にも出てくるんですけど。結局、先ほどの3条申請等々含めて一 括してと、中津さん言われよったとおりな。その一つということでござ います。

これ、無断転用と言うけども、大体こんなんは屋敷内にちょっと転用してないとこがあるん。こんな案件は多いかと思う。

21 番委員

ようけあるわ。

20 番委員

これも宅地の中で1区画の中に3筆ぐらいあって、新家、本家がそん中で使っとんやけど、実際の地割というんか、地割は関係なしにその土地柄で敷地を振り分けとるから、片一方は入り込んどるけ、片方は抜けとるし、いう形にもなっとんです。そんなわけで譲受人が購入せななんだら、とてもじゃないけどしまいにならなかった状況です。

議長

ということでございます。

皆さんのほうからほかに。

(なし の声あり)

ありませんな。そしたら、なしということで、議案第3号、承認とい たします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の許可取消願いについてを議題といたします。

事務局

4ページをごらんください。

農地法第5条許可取り消し願いについて。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

次の第5条申請のほうにも関連するのですが、まずここで●●●●と

●●●●の第5条申請の許可の取り消し、契約の解除、取り消しを行いまして、その後に新たな契約を行うようになっております。

以上です。

議長

ということでございますが、皆さんのほうから取り消し願いについて 質問等ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございません か。

(異議なし の声あり)

異議なしということで議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

5ページをごらんください。

農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第5号1番から3番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説

明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地でありますが、 農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地と判断しております。転用理由としては、分譲住宅2区画、居宅2階建て2棟となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年9月10日、工事完了が平成31年9月9日となっていますので、転用の確実性が認められます。資金計画ですが、土地代、建築費等で合計2,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

済みません。議案書なんですが、番号2番の●●●●から●●● ●●の備考欄のところです。済みません。昭和33年3月10日のところですが、平成33年になっております。昭和の間違いです。申しわけありません。済みません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。 農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地でありますが、 農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判 断しております。転用理由としては、既存宅地拡張となっておりまして、 まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和33年3月10日、工事完了が平成10年10月30日となっておりますので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、土地代等で合計180万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、通路及び駐車場用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、414番につきましては、工事着工は平成28年9月10日、工事完了が平成29年3月31日となっております。415番1についてですが、工事着工は平成26年4月1日、工事完了が平成26年5月31日に完了しており無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費

等で合計 50 万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については 1 , 000 平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

議長

皆さんのほうから何かご意見等ございましたら、お願いいたします。 特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。 農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当 いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

事務局 6ページをごらんください。

非農地証明願について説明します。

【議案第6号1番2番について 議案書を基に朗読】

以上、概要です。

耕作放棄地の対象事業ということで、オリーブを植えたりするといっ たのにも国、県の補助が出るわな。道つけるのにも補助が出るんかな。

耕作放棄地に対して道つけるというたら、耕作放棄地がらみで。どこでもやろうと思ったらできる。そういう案件。で、今回、進入路ということで。

そんなん利用したほうが。白方のほう。豊原のほうは少ないかと思う んですけど、白方はようけ利用したほうが有利かな。

4番委員 進入路の規定はないんやな。幅は何ぼとか。

議長 それはいける。

4番委員 ないんやな。

議長 それは土地改良のほうせにゃいけんけど。

4番委員 ほんなら、自分の思うような幅で進入路をつけてもええということ。

議長そういうこと。やと思います。詳しいことはわかりません。

4番委員

補助をもらうとなったら、わしなんか、これだけ以上の道幅がなけり やいかんですよとかなんかあるんかなと思って。

議長

農道ということは、4メーター、4メーター、そういうそこらはいけると思う。

2メーター以上ですな。

ここは2メーターぐらいやったけどな。この案件は。もうちょっととっとったほうがええな。最低3メーターは要る、農道でも。

皆さんのほうからご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第6号、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ということで、議案第6号は承認といたしたいと思います。

(●●●●着席)

続きまして、●●●●のさきにやるけん、お願いします。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当 いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の 決定についてを議題といたします。

事務局

議案第7号をごらんください。

農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。

別紙のとおり4経営体より8月3日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため農業経営改善計画が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められてますので、ご審議のほどよろしくお願いします。申しわけありませんが、先ほども会長のほうからおっしゃられたとおりに、まず番号2番の●●●のほうからやらさせてもらいます。よろしくお願いします。

今回、計画の変更点につきましては、まずブロッコリー、水稲につきましては法人に預ける計画のために面積が減りますが、施設に関してはミニトマト、水耕施設が1棟、700平米借りるために、ミニトマトの生産量が上がる計画となっております。

●●●●については以上です。

議長

ということで、皆さんいろいろごらんいただきたい。今、事務局、変 更点だけを取り上げて、ほかは余り変わらんということかな。ハウスを なんか増やすんかな。ということでよろしいですか。 (なし の声あり)

ほんなら、●●●●の件につきましては承認ということで。

(●●●●着席)

事務局 続きまして、番号1番、●●●●の認定についてお話します。

変更点としましては、施設ぶどうのピオーネの管理の見直し、シャインマスカットが成木になるため生産量が上がる計画となっております。 労働時間については、パート雇用拡大で時間短縮を図るとなっております。

以上です。

議長 1件ずつやるん。続けていくやろ。

事務局はい、続けていきます。

番号3番、●●●●●●に移らさせてもらいます。

●●●●●●につきましては、アスパラガスは成木になるため、生産 量が上がる計画となっております。主な改善点はそういった点となって おります。

続きまして、番号4番、●●●●●●についてですが、作付面積を増やすとともに生産量が上がる計画。機械、施設につきましては、現状はカントリー出荷ですが、農舎1棟、乾燥機2台、もみすり機1台、選別計量器1台、プレコンバックスケール1台を追加してカントリー委託料を削減する計画です。今後は、ロールベーダーも導入して、稲わらを畜産農家へ供給する計画となっております。

以上、4件よろしくお願いします。

議長 農舎が光っとるわな。

これ、●●●●、●●の分じゃけど、●●●●もなっとんですかね、

•••

21番委員 出しとん、どやんなっとん。切りかえたん。

議長 ●●●●、●●●●、●●●のは分からん。

事務局 なっとると思います。

21 番委員 なっとると思う。 2 人がということですね。

議長 面積があるけん。

変えたんか。あれ、ミニトマト8反ぐらいあるん。

21 番委員 いや、ミニトマトはもうやめとる。

議長 アスパラガス、ブロッコリーか。ほんなら、ミニトマトのとこはアス パラにしとん。

21番委員 あれをアスパラに変えたん。

議長 7反ぐらい。全部アスパラにしたん。

21番委員 もうほとんど、いや全部やないで。

議長これはミニトマト。

21 番委員 野菜はあと、作んりょるわ。 議長 なんで、ミニトマトやめたん。

21番委員 もう雇うばっかりで経費ばっかりで。経費ばっかりで。

議長 ほんま。ミニトマトのほうがお金のほうは、お金のほうは、売り上げ

はええやろ。

21番委員 労力が。

議長 労力ですか。

21番委員 今変えたら、人を雇わんでも何とかいける。

議長●●●●、●●●●●。

議長 ほんなら、もう●●●が。

21 番委員 ほんじゃけん、ほとんど \bullet に。

議長ほんま。どうぞ

13 番委員 1 番と3 番とで、左側の真ん中の段のほうで作業受託のところで、目標の次に括弧書きで何か変な数字がおるんやけど、これ何書いたるん。

議長 1番の $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \circ$ 。

13 番委員 いや、1番も3番も。

議長 1番も3番も。

13番委員 4万4,377年、これ何書いてあるん。

議長どこかな、●●●●の分でいうたら、どれかな。

事務局 3番の農業経営規模の拡大に関する目標の作業受託の目標の欄ですよ

ね。恐らく平成33年が入るべきだと思います。そうですね、●●●●

 $\bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、ともに44376という数字が入っており。

議長 44376。

年になっとるということ。

何をされたのかな。

4番委員 何の数字かわからへんこっちゃな。

4番委員 目標は、平成33年度よ。そやにならないかんのじゃ。それが443

75だ。

事務局 恐らく5年後の平成33年、と思われます。

ほかの2名の方が平成33年になってますので、これ、記入ミスと思

われます。申しわけありません。

議長 土田くん、よう見たんじゃな。ええかな。

13番委員 ええけど、用がないところじゃから。

議長
それと、●●●●、聞きたいんやけど、この農舎どのぐらい要ったん、

170平米、全部で、大体でええけえ。

12番委員 機械と建物と全部入れて、●●●●●●前後。

議長
●●●●●●●。そんで、全てこれはどないなるんかな。●●のと、

補助もあるんかな。

12番委員 補助金は申請しました。機械類に関して。

議長そうか。

12番委員 農舎は、借り入れにしました。

議長 ●●は借り入れを●●●●●で何ぼ、●●●●●●ぐらい。

12番委員 ちょっと長い、借入金額ふやしたり。

議長 15年ぐらいか。

12番委員 15年で。

議長 15年。

12 番委員 **●●●●●●**ほど。

議長●●●●●●●

12 番委員 ●●●●●●●。

議長
●●●●●●●。済みません、ありがとうございます。参考にして、

そんなんもあるなら勉強していろいろやらな。

皆さんのほうからほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第7号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

なしということで、議案第7号、承認といたします。

その他で報告ということで、その他、事務局よろしくお願いいたしま す。

事務局長 事務局よりご報告いたします案件が3点ございます。

1点目は27年度の活動点検評価と28年度の活動計画について、2 点目は農地等の利用の最適化推進に関する意見について、3点目は公務 災害の補償制度の加入についてでございます。

事務局 【その他3点について事務局より説明】

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間あり

がとうございました。